

# 議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

## 議案名

議案第7号 桐生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を目的として、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

- 1 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との在職期間要件を廃止します。
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次の事項を定めます。
  - (1) 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を講じること。
  - (2) 職員に対する育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備を行うこと。

(施行期日：令和4年4月1日)

## 背景・経過

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」（以下「両立支援のための措置」という。）が明らかにされているところです。本市においても、この度、両立支援のための措置に準じ所要の改正を行うものです。

なお、国で示した両立支援のための措置は、本条例案に係る部分を含め、次のとおり実施されます。

令和4年1月1日：不妊治療のための休暇の新設や、非常勤職員の配偶者出産休暇等の新設及び産前休暇・産後休暇の有給化(本市においては規則を改正、施行済み。)

令和4年4月1日：本条例案のとおり

令和4年10月1日：育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を施行する予定